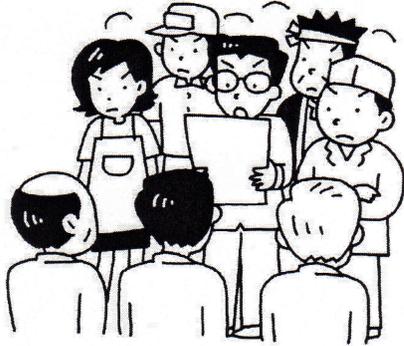


収支内訳書は罰則のない「訓示規定」提出しない事で不利益な扱いは受けません



確定申告を終えた会員から「『収支内訳書』が税務署から送られてきたが、どうしたらいいのかわからない」との問い合わせが来ています。

「収支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。

消費税の「控除対象仕入税額の計算表」についても罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と回答しています。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合います。

第39回定期総会の発言② 全国業者婦人決起大会に参加して

宮坂八重子(婦人部幹事)

婦人部の役員をしている宮坂です。

昨年10月4日・東京日比谷公会堂で開かれた、全国業者婦人決起集会には、中部民商婦人部から佐々木幹事と参加させて頂きました。商工新聞などで報告されていますので、ご存知と思いますが、とにかくこの決起集会までに目標を定め、所得税法第56条の廃止を求める署名を、中部民商では、5480名分を集め、自分でも30名分ほど集めました。56条の内容を知らない方が半分以上いた。民商が宣伝しなければ他人はやってくれないことに気がつきました。

この日は、全国から1700人の業者婦人が集まり、請願署名がおよそ40万人分、意見採択が全国で338自治

体、内道内は44自治体になった事が報告されました。

集会では、全道で一番署名を集めた中部民商から佐々木幹事が全国を代表して、皆さんが集めた署名を壇上で、国会議員に直接渡すことができました。たくさんの方の署名の協力をありがとうございました。会場の参加者から激励の大きな拍手がおくられ代表としての大きな任務をはたしました。署名を受け取ったのは共産党と民主党の国会議員でしたが、「元は税務関係の仕事をしており個人的には署名の内容に賛同します」とあいさつされた民主党議員の言葉が印象的でした。

北海道選出の国会議員にも面会しました。日本共産党の紙智子参院議員、大門みきし参院議員は「共にがんばりましょう」と決意を述べられましたが、他の方々は、秘書が対応し「伝えておきます」の一言で終わりました。

午後の集会では、時間がなくて、午前中に分かれて行動したことの報告が十分にされませんでした。各地からの報告では、東日本大震災の支援の取り組みや現地での取り組みが報告されて、参加者からは、おしみなく感動の拍手の



あらしが起きました。激励にかけつけて下さった税理士の浅井優子さんの一言「未来に脚本はありません。あきらめないことです」が心に残りました。

これからの私たちの運動の背中を押す一言だと自分は思いました。

今後引き続き、所得税法56条廃止の署名を集めていきます。みなさんに協力してもらおうことになると思いますので、ご協力をよろしくお願ひします。

婦人部の活動としては、部員訪問やパソコン教室など、明るく元気に活動していきたいと思っております。まだ婦人部に入っていない方はぜひ入部して頂く事をお願いいたします。私の発言を終わります。



▲ 発言する宮坂代議員 (婦人部幹事)

仲間どうしの絆を強め、消費税増税反対
札幌中部民主商工会第3